# 第2章 騒音・振動・悪臭編

# 第1節 各種調査結果

## 1 騒音

## (1) 一般環境騒音

#### ア調査地点

表 2.1.1 のとおり、騒音規制法に基づき 53 地点において、騒音に係る環境基準の達成 状況を把握するため、5年度に県と関係市町が調査を実施した。

表 2.1.1 一般環境騒音の調査地点数 (5年度)

市	町	調査地点数	市町	調査地点数
富	山 市	19 ( 19)	小 矢 部 市	11 ( 11)
氷	見 市	6 ( 5)	射 水 市	5 ( 5)
滑	川 市	8 ( 7)	朝 日 町	4 ( 4)
			合 計	53 ( 51)

注 ( ) 内は、調査地点数のうち、環境基準が定められている地点であって、昼間及び夜間とも調査を実施した地点数である。

## イ 環境基準の達成状況

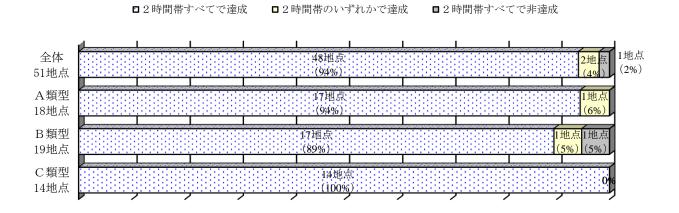
一般環境騒音の環境基準達成率は、表 2.1.2 及び図 2.1.1 のとおり 94%であった。

表 2.1.2 一般環境騒音の環境基準達成率 (5年度)

区分	測定地点数	全 部 達 成	一部達成
道路に面する地域以外の区域	51	48 ( 94%)	2 ( 4%)

注()内の数値は、測定地点数に対する環境基準達成地点数の割合である。

#### 図 2.1.1 一般環境騒音の環境基準達成状況 (5年度)



#### (2) 自動車騒音

## ア調査地点

表 2.1.3 のとおり、騒音規制法に基づき 106 地点において、騒音に係る環境基準の達成 状況を把握するため、5年度に県と関係市町が調査を実施した。

表 2.1.3 自動車騒音の調査地点数 (5年度)

市町	調査均	也点数	市町	調査地点数		
1 1 1m1	市 町	県	1 1 1±1	市 町	県	
富山市	13	0	小矢部市	11	0	
高岡市	18	0	射水市	11	0	
魚 津 市	16	0	朝日町	5	2	
氷 見 市	11	0				
滑川市	11	0	Δ ≇L	104	9	
黒部市	1	0	合 計	104	۷	
砺 波 市	7	0				

注 調査地点数とは、昼間(6時~22時)及び夜間(22時~翌日6時)の2時間帯ともに調査を行った地点数である。

#### イ 環境基準の達成状況

面的評価(環境基準を超過する住居等の戸数及び割合について評価)を行っている地点の環境基準の達成状況は、表 2.1.4 のとおり、達成戸数は 6,535 戸数中 6,491 戸 (99%)であった。また、達成率の推移は表 2.1.5 のとおりであり、県及び関係市町が実施した自動車騒音の調査結果は、表 2.1.6 のとおりである。

表 2.1.4 自動車騒音の環境基準達成状況 (5年度)

	道路種別 評価 (道路に面する地域) 区間数		評価 区間数	評価対象戸数	達成区間数	達成戸数	環境基準達成率 (%)
高	速 道	路	1	48	0	30	63
国		道	3	752	3	752	100
県		道	18	5, 123	14	5, 097	99
市		道	2	612	2	612	100
	計	_	24	6, 535	19	6, 491	99

注1 評価区間数とは、面的評価を行った区間数である。

表 2.1.5 自動車騒音の環境基準達成率の推移

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
達成区間数/評価区間数	14/27 (52%)	21/24 (88%)	16/25 (64%)	12/18 (67%)	19/24 (79%)
達成戸数/評価対象戸数	8, 128/8, 330 (98%)	4, 259/4, 311 (99%)	5, 713/5, 842 (98%)	2,846/2,947 (97%)	6, 491/6, 535 (99%)

<sup>2</sup> 評価対象戸数とは、評価区間における住居等の戸数である。

<sup>3</sup> 達成区間数とは、評価区間における住居等の全てが昼間(6 時~22 時)及び夜間(22 時~翌日 6 時)ともに環境基準 を達成している区間の数である。

<sup>4</sup> 達成戸数とは、評価対象戸数のうち昼間及び夜間ともに環境基準を達成している住居等数である。

#### 注 () 内の数値は、環境基準達成率である。

表 2.1.6 自動車騒音の調査結果 (5年度)

地域の類型	調査地点数	昼 間 (デシベル : dB)	夜 間 (デシベル : dB)
地域の類望	<b>姠</b> 宜地点数	(6 時~22 時)	(22 時~6 時)
A	10	41 ~ 65	$34 \sim 58$
В	19	55 ∼ 68	$43 \sim 62$
С	30	48 ~ 70	43 ~ 67
特例	29	54 ~ 76	40 ~ 69
その他	18	46 ~ 68	46 ~ 59

注 騒音の測定は、県及び9市1町が106地点で実施した。

# (3) 航空機騒音

県では、富山空港周辺地域での航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、4 地点で調査を実施した。その結果、すべての地点において環境基準を達成していた。航空機 騒音の年度別推移は表 2.1.7 のとおりである。

表 2.1.7 航空機騒音の調査結果

(単位:デシベル)

調査地点名	調査時期	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	春季	54	38	46	49	52
	夏季	54	49	45	51	50
富 山 市 萩 原	秋 季	56	48	47	51	53
15X //X	冬 季	54	49	47	48	51
	年 間	54	47	46	50	51
	春 季	52	38	45	48	50
<b>⇒</b> + .	夏季	51	47	44	48	46
富 山 市 塚 原	秋 季	54	46	46	49	49
<b>冰</b>	冬 季	51	47	46	46	49
	年 間	52	46	45	48	49
	春季	49	42	46	48	50
<b>学</b> 山 士	夏季	48	47	45	46	47
富 山 市 新 保	秋 季	50	46	43	46	47
791 175	冬 季	49	47	45	48	48
	年 間	49	46	45	47	48
	春 季	52	41	48	50	50
富山市	夏季	49	44	47	47	51
婦中町	秋 季	53	46	45	49	51
萩 島	冬 季	51	49	47	50	52
	年 間	52	46	47	49	51
環境基準	(Lden)		(	52以下(類型Ⅱ)		

注 1 騒音調査結果は、各調査時期においてそれぞれ7日間連続測定したものである。

<sup>2</sup> 環境基準との評価は、年間値で行う。

<sup>3</sup> 評価指標はLdenである(時間帯補正等価騒音レベル)。

# (4) 北陸新幹線鉄道騒音

北陸新幹線の鉄道騒音の状況を把握するため、県内沿線10地点において鉄道騒音の実態調査を実施した。その結果は表2.1.8のとおりである。また、北陸新幹線鉄道騒音の環境基準の達成状況は表2.1.9のとおりである。

表 2.1.8 北陸新幹線鉄道騒音調査結果 (5年度)

調査地点		調 査 実施者	測定地点側の軌道 (上下の別)	地域 類型	騒音評価値 (デシベル)	平均列車速度 (km/h)
1	黒部市若栗付近	県	下	I	70	229
2	滑川市上梅沢付近	県	下	I	71	254
3	富山市水橋下砂子坂付近	富山市	下	I	71	245
4	富山市水橋開発付近	富山市	下	П	74	220
5	富山市千成町付近	富山市	上	П	70	177
6	富山市綾田町付近	富山市	下	I	73	131
7	富山市安養坊付近	富山市	下	I	72	109
8	富山市野々上付近	富山市	下	I	70	249
9	射水市本開発付近	県	下	I	70	230
10	小矢部市水牧付近	県	上	I	73	254
	環境差		:70以下 I:75以下	-		

表 2.1.9 北陸新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況 (5年度)

地域類型	主な用途	環境基準	調査地点数	環境基準達成数
I	住居地域等	70 デシベル以下 (騒々しい街頭と同程度)	8	3
П	商業地域等	75 デシベル以下 (電車の車内と同程度)	2	2
		計	10	5

# 2 振動(道路交通振動)

表 2.1.10 のとおり、7 市町が56 地点において調査を実施したところ、いずれの地域においても、表 2.1.11 に示すように道路交通振動に係る公安委員会への要請限度と比較して低い値であった。

表 2.1.10 道路交通振動の調査地点数 (5年度)

市	町	調査地点数	市町	調査地点数	市	町	調査地点数
富	山市	13	滑川市	10	朝	日町	5
高	岡 市	12	小 矢 部 市	4	$\triangle$	計	56
氷	見市	3	射 水 市	9	台	рΙ	50

表 2.1.11 道路交通振動の調査結果 (5年度)

	区	域	区	分	地点数	昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)
						8 時~19 時	19 時~翌日 8 時
第1種区域	第1種中	高層住居専	用地域、第2	重低層住居専用地域 2 種中高層住居専用 或、準住居地域	16	18 ~ 48 (65)	15 ~ 39 (60)
第2種区域	近隣商業	<b></b>	i業地域、準	工業地域	29	$27 \sim 50$ (70)	21 ~ 42 (65)
上記の区域以外					8	21 ~ 51	20 ~ 40

注1 () 内の数値は、道路管理者又は公安委員会に対する要請限度である。

<sup>2</sup> 区域区分の地域は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域である。